

市民税・県民税の申告と 申告は期間内に 所得税の確定申告

申告期間は、2月17日(月)～3月16日(月)

市民税・県民税の申告は、令和2年1月1日現在、市内にお住まいで、前年中に所得があった方に義務付けられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告は期間内に忘れずにお済ませください。
なお、市のホームページで、市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。

市民税・県民税の申告

■申告が必要な方

2年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の確定申告をした方は不要です。

◆給与所得者

①勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方(市への提出の有無は勤務先にご確認ください。パート、アルバイトなども含まれます)

②給与所得以外に所得がある方(営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方)

◆給与所得者以外の方

①所得税が課税になる所得金額に達しない営業、農業、不動産、雑(公的年金を含む)などの所得がある方

②公的年金の所得者で、扶養、社会保険料、生命保険料、医療費などの所得控除を受ける方

※収入が無い方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、保育所の入所手続きなどに、所得の証明書が必要となる場合があります

■調整をした方を除く

③年収が2千万円を超えている方

④給与所得以外の所得が20万円を超えている方

⑤雑損・医療費・寄附金・住宅借入金等特別控除などを受ける方

◆給与所得者以外の方

①営業、農業、不動産、雑(公的年金を含む)などの所得が所得控除を超えている方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、ほかの所得の金額が20万円以下の場合、確定申告書を提出しなくてもよいことにな

ご確認ください 確定申告などに必要です

- ①老齢年金を受給し、給与収入などがあり確定申告をする方
公的年金等の源泉徴収票…平成31年1月から令和元年12月までに受け取った年金総額を記載した「令和元年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて日本年金機構より送付されます。年金以外に給与収入などがある方は、確定申告をする場合に必要となります。なお、障害年金、遺族年金は課税対象とならないため、受給していても源泉徴収票は送付されません。
問合せ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165、所沢年金事務所 ☎2998-0170か保険年金課へ内線1057
- ②成人用おむつ代の医療費控除を受ける方
・1年目…おむつ代の領収書、医師の「おむつ使用証明書」
・2年目以降…おむつ代の領収書、市の「確認書」(要介護認定者で、当該年に作成された主治医意見書の内容から、おむつの使用が必要と認められた方)
問合せ 長寿安心課へ内線1557
- ③高齢者の障害者控除を受ける方
市の「認定書」…元年12月31日現在、要介護認定を受けている65歳以上の方が対象(障害者手帳所持者を除く)
問合せ 長寿安心課へ内線1557

65歳以上の方向けに出張申告を実施

実施日	受付会場	受付時間
1月28日(火)	新狭山公民館	10時～15時
1月29日(水)	入曽公民館	
1月30日(木)	広瀬公民館	
1月31日(金)	狭山台公民館	
2月 3日(月)	堀兼公民館	
2月 4日(火)	水野公民館	
2月 5日(水)	柏原公民館	
2月 6日(木)	奥富公民館	
2月 7日(金)	水富公民館	
2月14日(金)	狭山市役所	

※提出できる申告の種類は、市役所会場と同じです。会場には、申告者用の駐車場はありませんので、ご注意ください

■市役所での申告書の受付

市役所会場では、パソコンを使って申告書を作成しますので、事前に申告用紙を入手する必要があります。なお、医療費控除の申告には、事前に明細書の作成をお願いします。

受付日時 2月17日(月)～3月16日(月)、9時～15時(土・日曜日、休日を除く。ただし、2月22・29日の土曜日は申告を受け付けます。提出できる申告の種類は平日と同じです)

申告会場 市役所6階会議室
提出できる申告書の種類 市民税・県民税の申告と確定申告書Aの申告を受け付けます。ただし、住宅ローン

控除、雑損控除、仮想通貨に係る収入を含む申告は受け付けできません。
※平成30年分以前の確定申告は受け付けできません

※駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください

※待ち時間が2時間を超えることもあります。申告書類は自書した上、なるべく郵送などでの提出をお願いします

※所得税の確定申告書などは、1月20日(月)から市民税課、公民館で配布予定です

※市民税・県民税の申告書は送付しません

所得税の確定申告

確定申告をすることで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。

■申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。

◆給与所得者

①勤務先で年末調整を受けていない方(途中退職した方を含む)

②2か所以上から給与の支払いを受けている方(前職分を含んで年末

つています。ただし、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方には適用されません

②土地、建物、株式、先物取引などの分離所得がある方

■確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの申告書等作成コーナーを利用して(ご自身で作成の上、郵送か持参で所沢税務署(〒359-8601 所沢市並木1-7)へ提出してください。

受付日時 2月17日(月)～3月16日(月)、9時～16時(土・日曜日を除く。ただし、2月24日の休日、3月1日の日曜日は申告を受け付けます)

※会場が混雑している場合には、申告の受け付けを早めに締め切る場合がございます

※国税電子申告・納税システムe-Taxを利用すると、インターネット経由で休日や夜間でも申告することができます

【問合せ】
市民税・県民税に関すること 市民税課へ内線1091
所得税に関すること 所沢税務署へ ☎2993・9111(自動音声に従って要件をお選びください)

市民税・県民税の申告や確定申告に必要なもの

- (1) 印鑑、筆記用具
- (2) マイナンバーカード(または通知カードと身分確認書類)
- (3) 確定申告のお知らせ(はがき)税務署から届いた方
- (4) 令和元年(平成31年)中の収入金額が分かる資料(源泉徴収票、支払調書など)
- (5) 各種控除に必要な資料
▼令和元年(平成31年)中に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書、または納付済額のお知らせ(平成29年分から、年金天引き額を除く額のお知らせとなります)
- ▼国民年金保険料の支払い証明書が領収書
- ▼生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ▼障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- (6) 医療費控除を受ける方
▼個人や病院ごとにまとめた明細書
▼令和元年(平成31年)中の支払いに対して、保険金などで補てんされた金額(今後、支払われるものも含む)の分かるもの
- (7) 所得税の還付申告をする方
▼申告者名義の預貯金通帳など(支店名、口座番号が分かるもの)